

「第 116 回コーデックス連絡協議会」の概要について

消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、令和 7 年 4 月 17 日（木曜日）に、「第 116 回 コーデックス連絡協議会」を AP 赤坂グリーンクロス E ルームにおいて開催しました。主な質疑応答事項及び意見は以下のとおりです。

1. 経緯

- (1) 消費者庁、厚生労働省及び農林水産省は、コーデックス委員会の活動及び同委員会での我が国の活動状況を、消費者をはじめとする関係者に対して情報提供するとともに、検討議題に関する意見交換を行うためコーデックス連絡協議会を開催しています。
- (2) 今回は山口隆司委員が議事進行役を務めました。
議事次第に基づいて、事務局から、令和 7 年 5 月に開催される第 44 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）の主な検討議題の説明を行い、令和 7 年 3 月に開催された第 55 回食品添加物部会（CCFA）の報告を行い、意見交換を行いました。
なお、委員は会議室またはウェブ参加が可能なハイブリッド形式での開催としました。傍聴についてはウェブ参加としました。

2. 質疑応答及び意見交換の主な内容

(1) 第 44 回分析・サンプリング法部会（CCMAS）

仮議題 4.2 ホエイパウダー中の水分含量の決定

- （辻山弥生委員）資料には記述がないが、ホエイパウダーの分析法について、適宜対応すると口頭にて説明いただいたが、作業文書を見ると、南米が勧めている分析法の妥当性確認のデータは提出されたが、新しい分析法については十分なデータが提出されなかったと読めると思う。日本の立場としては両方の分析法を使用できるようにするというのか。
- （事務局）妥当性確認のデータは両方の分析法に対して提出されている。それらのデータを分析法を主張するそれぞれの立場からクロス解析したところ、結果が合わなかった。解析の中身を見てみないと分からないが、恐らく解析手法が異なるためと考えられる。現状、両者一步も譲らず、2つの分析法のどちらかをとる状況に置かれている。一方、科学的な観点からみると、対象食品のホエイパウダーにはラクトースが多く含まれており、新しい分析法を支持している国は、ラクトース結晶水を測り込んではいけないと主張している。新しい分析法の加熱温度が 87℃であるのに対し、南米が主張する加熱温度は 102℃であり、102℃であればラクトース結晶水を測り込んでしまう。コーデックス規格（分析・サンプリング法規格（CXS 234-1999））ではラクトース結晶水を測り込んではいけないという注釈が付けられており、この観点を大事にすると新しい分析法を選択せざるを得ない。ただし南米が主張しているように、新しい分析法の実用性が乏しいという観点もあり、こういったいくつかの要素のうち、何を大事にして日本がこの議論に貢献するかがポイントとなると個人的には考えている。
- （辻山弥生委員）ホエイパウダーの検査の依頼を受けたりすることがあるため、日本の実情とあうように、また科学的に対応していただきたい。乳業業界にも話を聞いて、変なものが決まらないように対応していただきたい。

仮議題 5.1 フルーツジュースの分析法の点検・更新

(木村たま代委員) フルーツジュースの材料は多岐にわたる。フルーツジュースに野菜ジュースも含まれるとのことで、成分によって分析法が異なると思う。対処方針に、我が国の実態も踏まえ、我が国で使っている分析法が維持させるように記載されているが、どのようなことが説明いただきたい。

(事務局) 我が国で、フルーツジュースを輸出する際にコーデックスの分析法を使用している場合、ある日突然分析法が変わると日本の企業も困ることとなるため、実態としてこれらの分析法を使用しているかどうか確認する必要がある。また、現在 CXS 234 のリストに記載されている分析法は、基本的には 1990 年代に作られた古い分析法だが、技術が向上しており、分析法を見直して、異なる分析法となった場合、やはり問題となるため、気をつける必要があると考えている。

(木村たま代委員) 具体的にどのようなポイントに気をつける必要があるのか。

(事務局) 分析法には 4 タイプあり、そのうちタイプ I は分析法自体が分析値を規定する。例えば、水分含有の測定の場合、元の重量と乾燥後の重量の差で水分含有量を求めることになるが、熱する条件として 80℃12 時間とか 130℃1 時間等色々な方法があり、同じものを分析したとしても、A さんは 80℃で、B さんは 130℃で、C さんは 100℃で分析すると異なる結果となってしまうため、温度の条件を決める必要がある。こういった分析法が違う分析法に置き換えられてしまうと古い分析法の分析値が無効となってしまうため、気をつける必要がある。

仮議題 6.1 情報提供文書：サンプリングの一般ガイドライン (CXG 50-2004) - サンプリングプランアプリケーションを伴う e-book

(樋渡由岐委員) 8 ページのサンプリングの一般ガイドライン (CXG 50-2004) の対処方針の記述について、情報提供文書によりサンプリングプランに関する追加情報が提供される予定であるが、CXG 50 に含まれていない『有益な情報』と『有益でない情報』の判断基準はどのように設定されるのか。

(事務局) ここは、①CXG 50 に含まれない内容であれば、それが有益かどうかにかかわらず情報提供文書に記載すべきではない、②同じことの繰り返しや別の規格に既に記載されていることなど有益ではない情報は入れるべきではない、という 2 点を意図している。

仮議題 8 予防的アレルゲン表示に関する分析法

(細野秀和委員) 第 47 回食品表示部会 (CCFL) (2023 年 5 月) から CCMAS への要請は、食品中のアレルゲンたんぱく質を測定するためのサンプリングを含む分析方法とその検証に関する手引きを示すことだが、CCMAS42 (2023 年 6 月) はサンプリング方法については検討しないこととした。一方、CCFL48 (2024 年 10 月) は、摂取されるアレルゲンの量が「アクションレベル」以下なのかどうか (予防的アレルゲン表示 (PAL) を使用してもよいのかどうか) を判定するための分析方法が確立されていないためステップを進めるのは時期尚早ではないかとの意見があったにもかかわらず、CCMAS44 で進展があるはずとの国際連合食糧農業機関 (FAO) 代表等の主張によりステップ 5 (予備採択) に進められ、2026 年の最終採択を目標としている。CCFL49 (2026 年) では PAL を義務 (shall) とするのか推奨 (should) とするのかの議論を決着させる予定である。CCMAS44 では、CCFL で議論されているすなわち FAO/世界保健機関 (WHO)

合同専門家会議報告書に記載のアレルゲンそれぞれについて、妥当性が確認され要求事項を満たす分析方法が有るのか無いのかを明確に CCFL に回答することを期待する。さらに、これに加え、分析方法だけでなく、サンプリング方法や均質化など食品マトリクスに応じた適切な前処理方法も併せて確立されていなければ、どの国であっても PAL の義務化も推奨もできないことを、CCMAS44 から CCFL に念のため警告しておいていただくことを期待する。このことは、実行可能性のない/低いコーデックス規格を制定しない/させないために、CCMAS が果たすべき重要な責務と考える。

(事務局) 1 月に電子作業部会 (EWG) が開始され、2 月 14 日までの提出期限で、以前提出した試験法に対する妥当性に係る情報提供について依頼があったところ。日本としては本依頼に対して 2 月に情報提供しているが、その後 EWG において特段の議論がなく、参加国から検査法の情報に関する登録が 3 月末まで続いている状態である。また、討議文書も出ていない状況であることから、今後の状況を注視していきたい。

(細野秀和委員) CCMAS の状況が想定よりも厳しく、CCFL が期待しているレベルに到達することが難しい状況であることについて承知した。CCMAS の状況を踏まえ、CCFL の場において、分析法が確立されていない段階で議論を進めることの妥当性についても議論ができればと思う。

(森田満樹委員) 日本の対処方針は「適切な分析法が特定可能で明確かつ適切な記載によって収載されるように対処したい」とのことだが、項目ごとに閾値も低いものもあり、「実行可能性」の観点も必要となるのではないと思われる。まだ情報が得られない時点で恐縮だが、その点をどのように考えているのか。

(事務局) 細野委員からの御意見への回答で申し上げたとおり、現時点で情報が十分に得られていないため、今後の状況を注視していきたい。

(森田満樹委員) CCMAS がこのような状況にある一方、CCFL における PAL に関する議論はステップが進んでいるため、実行可能性の低いコーデックス規格が策定されることのないよう、適切な対応を期待したい。

その他

(辻山弥生委員) 今回はバーチャル開催となった理由はどのようなものか。本部会是对面でいろいろと意見交換しないと進まないと思う。進めたくないという裏があるのか又は予算がなかったのか教えていただきたい。

(事務局) (後日回答、議長からのレターには、経済的な不確実性のため、との記載がある。) おっしゃる通り予算がないためと考える。CCMAS は元々は 2 月から 3 月頃に開催されていたが、近年は 5 月頃となっている。5 月の場合、観光シーズンでもあるため、宿泊費が高いあるいは会場となるホテルがとれないといったことがあるのではないかと推測する。

(2) 第 55 回食品添加物部会 (CCFA)

議題 3(b) 第 99 回 JECFA 会合から提案された食品添加物の同一性及び純度に関する仕様書原案

(森田満樹委員) 3-MCPDE、GE に関して基準値を設定せず実施規範を参照する JECFA 原案は、日本がこれまで取り組んできた実施規範と同様か。

(事務局) 御指摘のとおり、日本がこれまで取り組んできた実施規範と同様である。

議題 6 食品添加物の国際番号システム (INS) (CXG 36-1989) の改訂案

(山口隆司委員)「CXG 36-1986」について、「CXG 36-1989」の間違いではないか。
(事務局) ご指摘の通り。最終版資料を修正する。

議題7 JECFA による評価のための優先物質リストの追加と変更に関する提案 (CL 2024/59-FA に対する回答)

(辻山弥生委員) 国際情勢から、優先物質リストを作成しても JECFA の評価スピードが落ちるのではないかと懸念している、情報があれば教えてほしい。

(事務局) あくまで政府としての見解でなく、一個人としての会合に出席した際の体感で回答する。会合冒頭 WHO からは近年予算が厳しい(資金が減少している)状況にあり、努力はするが、今後の評価物質数に影響がでるかもしれない旨の挨拶があった。また、JECFA ではないが、米国食品医薬品庁 (FDA) からの参加者数が普段よりも少ない印象を受けた。

(山口隆司委員) WHO の予算が厳しいことは、近年言われていることである。

(森田満樹委員) 今年、米国がエリスロシンの使用許可を取り消したが、それは新しい動物実験のデータを基にして措置がとられたと思う。それについて議論はされなかったのか。

(事務局) 新しいデータは出ていないと認識している。米国の使用許可取消しの措置は、法令上 (デラニー条項) の問題である。

議題8 パン用酵母の規格 (ステップ4)

(森田満樹委員) 合意に至らない論点がいくつも残ったとのことで、ステップ2に差戻されることになったのは、やはり食品添加物として議論することや各国の事情が異なることなどの背景があったため、今後も議論を進めるのは難しそうか。

(事務局) まず、CCFA において進められているのは、パン用酵母の個別食品規格の策定作業、つまりパン用酵母を食品として定義、範囲、品質基準等を定める作業であり、食品添加物として取扱う議論は行われていない。これは、中国がどの部会に提案すべきか総会へ相談し、総会から、過去に食塩の規格を CCFA で策定した事例を踏まえて CCFA に勧告したという経緯がある。今回の部会では、ステップは差戻しとなったが、パン用酵母に使用する食品添加物、加工助剤、酵母以外に使用される原材料等、今後の論点が明確になったので、全体として議論は前進していると考えている。次の部会までに、中国を議長とする電子作業部会において、各国が情報を出し合い、規格原案の検討を進めていくことになる。今回の会合では日本イースト工業会からテクニカルアドバイザーとして技術委員長が出席いただいたが、今後も我が国の国内の使用実態が適切に規格へ反映されるよう、引き続き業界団体と連携しながら対応してまいりたい。

(森田満樹委員) 21 ページの食品添加物の項目で、日本ではパン酵母は原料として表示されているが、各国の記載はどのようになっているのか。どのような議論があったのかご教示いただきたい。

(事務局) パン用酵母製品への表示については規格策定の検討事項であるが、パン用酵母を使用して製造されたパンなどの食品に、パン用酵母についてどのように表示するかについては議論の対象とはなっておらず、把握できていない。

(事務局) パン用酵母を使用して製造されたパンなどの食品に、パン用酵母についてどのように表示するかについては、委員の御認識のとおり、原材料と添加物とを分けて表示する日本においては原材料として表示されている。一方、原材料と添加物が分けて表示されるわけではない諸外国においては、いわゆるパン

酵母がその内訳も含めてどのように整理されているかについて網羅的には承知していない。

(木村たま代委員) 22 ページに遺伝子組換えに関する記載があり、今回はさらに検討するということになっているが、ロシアから遺伝子組換え酵母が規格に含まれないようにすべきとの意見があったとのこと。日本としてはどのような意見か。また今回議長から削除が提案されたが、将来的に削除された場合、遺伝子組換え酵母が含まれてもよいと理解してよいのか教えていただきたい。

(事務局) 我が国においては、遺伝子組換えのパン用酵母の使用実績はない。この規格に限って遺伝子組換え体について記載する必要があるのかの点において、この規格に限って入れる必要はないと考えている。遺伝子組換え体に関する記載が入らない方向に進むのであれば異論を唱える必要はないと考えている。今回の会合の中で、遺伝子組換え酵母が存在するかの議論となり、多くの国がないとしていた中で、カナダが自国にはあるとの発言があったため、遺伝子組換え体に関する記載が残った。今後も同じ方向に進むものと考えており、我が国としても遺伝子組換え体に関する記載が必要なのか考えながら対応してまいりたい。

(木村たま代委員) すでにカナダで使用実績があるとの情報があったとのことで、いつの間にか入ってしまうのではないかと思う。遺伝子組換え酵母が使用されているのか、いないのかを表示上で確認できるようにしてほしいと考えている。

議題 9 食品添加物に関する一般規格 (GSFA)、個別食品規格とその他の文書間の相違の防止のための運用規範及びエンゲージメント計画に関する討議文書

(辻山弥生委員) 中国が GSFA の運用規範の草案を提案し、日本も協力するとのことであるが、作成された文書は GSFA に入るのか、それとも情報提供文書となるのか、位置づけを教えていただきたい。

(事務局) 既存の情報提供文書である「将来見込まれる GSFA の食品添加物条項と個別食品規格の相違の防止に関するガイドライン」を運用しようとしたところ、個別食品部会ではうまく食品添加物条項を作ることができなかったため、うまく動くようにしようとした発想により開始された。まだ GSFA の中の文書となるかは決まっていない。議題 9 の討議文書に付されていた ANNEX には、どういった情報を個別食品部会が提出すべきかといった情報を整理しようとしており、ガイダンス文書としての作成になると考えている。

(辻山弥生委員) ガイダンスとガイドラインがコーデックス文書として作成されるのであれば、世界貿易機関 (WTO) 上の取扱いはかわらないが、どちらなのか。それとも情報提供文書か。

(事務局) ガイダンスと認識しているが、それがどのような位置づけで作成されるかは定まっていないので、今後位置づけも含め議論していくことになると思う。

(辻山弥生委員) コミュニケーション及びエンゲージメント計画も ANNEX になるとやり辛いと思うが、別口となるのか。

(事務局) 出来上がりの姿は、これからの議論となると考えられる。(後日回答、今回の議論の結論としては、ガイダンス文書の中にコミュニケーション及びエンゲージメント計画も含まれるとなった。)

(辻山弥生委員) 日本が共著者として参加するのであれば、何を目的として、どういった位置づけかをはっきりさせてから作業するようにしないと無駄な作業となってしまう。

議題 10 その他の事項及び今後の作業

細胞培養食品ガイドラインの新規作業提案

(樋渡由岐委員) 現在、各国間の意見がまとまらず新規作業提案の改善が必要とされているが、どのような点を中心に再検討・改善することが求められているのか。

(事務局) 総会に現時点で、CCFA で新規作業に合意したとして新規作業開始を諮るべきとの意見があった一方で、各国に改めてコメントを提出するための十分な時間が必要であるとの要望があった。また、具体的に、対象や目的の明確化が不十分であるといった意見や、培地が「加工助剤」“processing aids”であるかの位置づけについての懸念があるといった点等が指摘された。そのため、新規作業として進むべき方向性を明確にすべく、新規作業提案を EWG で改めて議論した上で、来年再度 CCFA で議論することとなった。したがって、新規作業提案全体について再度検討されることになるが、特に、各国から指摘された前述の点等について、再検討・改善が図られることが想定される。

(樋渡由岐委員) 細胞培養食品が広く普及した場合、消費者の安全確保や公正な国際貿易慣行の実現に向けて、具体的にどのような改善効果が期待できると考えられるか。

(事務局) 今回会合で言及されたのは、細胞培養食品の普及自体が安全確保や公正な貿易慣行の実現に繋がるということではなく、細胞培養食品のような新興課題に関する国際規格等の議論をすることがこれらに繋がるということである。

提案国のシンガポール、中国は、各国の規制枠組みが進む中で、細胞培養培地に関するコーデックスガイドラインを策定することで、国際的に調和のとれた安全性評価を確保し、国内規制との不整合を防ぐことに繋がると主張している。一方で、細胞培養食品の承認又は流通を認めている国がそもそも少なく、科学的知見が十分でないため、国際規格作成には時期尚早であるとの意見もあった。

(森田満樹委員) 安全性評価実施のためのガイドライン新規提案が今後始まるということだが、そのスピード感はどのようなものか。現在、日本の審議会で行っている議論への影響はある程度あるのか。

(事務局) コーデックスのプロセスにおいては、CCFA においても、まだ新規作業を開始することに合意していない状況である。もし新規作業開始に合意する場合、最速でも来年4月予定の第56回 CCFA で合意後、7月予定の第49回総会で承認されて初めて新規作業が開始と考えられる。

一方、消費者庁では、昨年秋から、月に1回程度、食品衛生基準審議会（新開発食品調査部会）において、安全性確保のルール策定に係る議論を行ってきた。今後、具体的なガイドライン案の検討について、国立医薬品食品衛生研究所を中心に行っていき、少なくとも夏頃には中間的な案を食品衛生基準審議会新開発食品調査部会に報告する予定である。これは、我が国で細胞培養食品の販売を希望する事業者が現時点において複数存在しており、他方、我が国には細胞培養食品の販売に関する制度的な枠組みが存在しないことから、細胞培養食品を販売する事業者の経済活動を妨げないようにするとともに、食品の安全と国民の健康を確保する観点から、可及的速やかに制度的枠組みを整備するため、検討を進めているものである。国内の議論を踏まえ、日本の知見や課題を共有等国際貢献にも努めたい。また、国内でのガイドライン策定後に国際的な議論が進んだ場合には、随時その内容を国内ガイドラインに反映するための改

正を検討していきたいと考えている。

(鶴身和彦委員) 執行委員会の際の話となるかもしれないが、培地成分は CCFA、衛生規範は食品衛生部会 (CCFH) とされているが、バイオテクノロジー等の様々な技術が含まれており、CCFA と CCF での議論で足りるのか、執行委員会での議論について教えていただきたい。

(事務局) 執行委員会では、それほど議論に時間が割かれたわけではない。シンガポールから、細胞培養食品に関する新規作業提案の 2 つのプロジェクトドキュメントを、1 つを CCFA に、もう 1 つを CCFH に提出したいとの紹介があった。その前段として、新たな食料源と生産システム (NFPS) に関する作業については、新たな部会を立ち上げるのではなく、既存の部会で対応可能との議論がそれまでの総会で行われていたことを踏まえ、親和性のありそうな CCFA と CCFH に提出してもよいとの勧告となった。他の部会でも議論すべきといった議論はなかった。

(鶴身和彦委員) 米国が言うように、あまり市場に出回っていないし、オープンになっていない部分が結構あるだろう。今後、CCFH バイオテクノロジー等の内容を議論するのも検討していただきたい。

(事務局) 今回の CCFA においても、CCFA が本作業を進めることを引き受けきれるかという指摘もあった。また、EU からは、細胞培養食品個別のものを作成するよりは、より一般的な新たな NFPS に関するものを作成すべきではないかとの意見もあった。今後、これらの点も含めて再度議論されると考えられる。

CCFA の将来の作業に関する討議文書

(山口隆司委員) CCFA の専門性を維持し、新興問題に対処できるようにすることの意味合いは認めるが、部会の定常開催ありきの議論がなされている気もする。GSFA の議論が一区切りつきそうな現状、議論すべき内容が少ない場合には、会期を短縮したり、休会する選択肢もあると思う。個別食品部会と異なり、一般問題部会では、難しいのか。

(事務局) CCFA は GSFA の改訂や整合性に係る議論だけを行っている訳ではなく、JECFA 優先リストの提出や、そもそも地域規格含め GSFA に係るそれぞれの規格基準について、新しく得られた科学的データに基づく更新作業 (メンテナンス) を行う必要があることから、議論すべき内容が少ない等の状況は、少なくとも現段階では想定がしづらいと考えている。

全体を通して

(森田満樹委員) CCFA は議題が多岐にわたり、今回は、オンライン参加者は発言できないことから現地出席は大事とは思う。一方で、ホスト国である韓国も出席者が少ない中、日本の出席者は多い印象がある。CCFL のように、議論される内容は多いにも関わらず、出席者は少ないケースもあるがその辺りについて意見を伺いたい。

(事務局) 日本代表団の構成については、継続的対応のため、若手の育成の観点も考慮している。また、幅広い議題への対応が必要であること、また、事前に準備が難しい新規の意見や提案に対して即時的に対応する必要があることなどから、適切に対応するために必要な人員として多くなるといった点もある。もっとも、日本は議題 4(b) の共同議長、議題 9 の共著者、GSFA と FoodEx2 のマッピングといった作業等に積極的に貢献しており、代表団の規模に応じた貢献をするように努めている。また、消費者庁としても司令塔機能としての役割へ

の期待に応えるように努め、CCFL のように現時点で日本代表団としての出席者が少ない部分についても、代表団として、効果を最大限できるように、適切に対応してまいりたい。

(辻山弥生委員) 今回の連絡協議会の資料に関して、以前の資料のように作業の進捗等が分かる資料も入れてほしい。

(事務局) 承知した。

(後日、第 116 回コーデックス連絡協議会のページに掲載する資料に作業の進捗がわかる表を追加)

(以上)